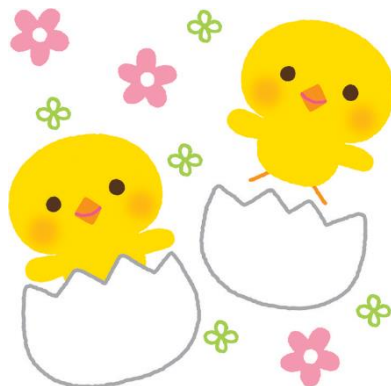


湯沢市ファミリー・サポート・センター事業

## 活動の手引き



湯沢市子育て支援総合センター  
湯沢市ファミリー・サポート・センター事業

〒012-0826 湯沢市柳町二丁目1番39号

TEL 0183-73-3321(直通)

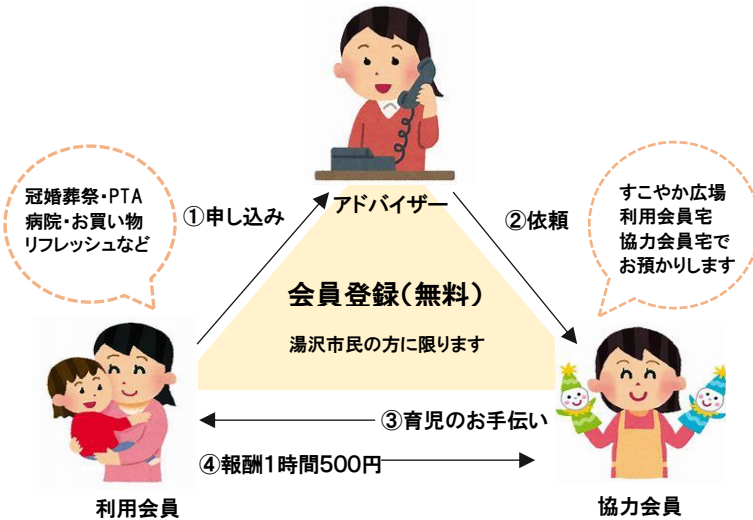
e-mail:famisapo@yutopia.or.jp

## 湯沢市ファミリー・サポート・センター事業

「子育てを手伝ってほしい人（利用会員）」と、「子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）」がお互い会員になって子育て家庭を地域で支えあうシステムです。

保護者の用事や通院、育児疲れなどで子どもを預かってほしいときに地域の方が応えてくれます。

### ファミリー・サポート・センター事業のしくみ



### ファミリー・サポート・センター事業の会員

#### <利用会員>

市内にお住いで子育ての援助を受けたい方、生後3カ月以上小学6年生以下の子どもがいる方。

#### <協力会員>

市内にお住いの心身ともに健康で、援助活動に理解と熱意のある20歳以上の方。

※協力会員は、登録後に市が主催する講習会を受けていただきます。

乳幼児救急救命講座は必須です。

※会員は、利用会員と協力会員を兼ねる事ができます。(両方会員)

## 活動の内容

このような時にお子さんをお預かりします。

1. 保育所・認定こども園・学童保育などの開始前、終了後や休みの時
2. 保護者が病気や妊娠中、急な用事の時
3. 保護者の冠婚葬祭、文化活動、買い物などの外出
4. 保護者のリフレッシュ

※発熱・感染症など、病気のお子さんの預かりはできません。

## 活動場所

原則として協力会員の自宅で預かりますが、会員同士の合意があれば、利用会員の自宅、すこやか広場で預かることができます。

※双方同意していれば公園等の外遊びも可能です。

※チャイルドシート・ジュニアシートは必要に応じて貸し出します。

## 活動時間

1. 午前7時～午後10時
2. すこやか広場での預かりは、午前8時30分～午後5時  
(守られない場合は、次回の預かりをお断りすることがあります。)

## ファミリー・サポート・センター事業の受付時間と休業

<電話受付時間> 午前8時30分～午後5時

<休業日> 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）



## ファミリー・サポート・センター事業の利用方法

1. 利用会員は、援助が必要な時アドバイザーに申し込みます。（なるべく日時に余裕をもって予約をしてください。調整が難しい内容もありますのでご了承ください。）
2. アドバイザーが、申し込み希望にふさわしい協力会員を紹介します。（利用会員の条件にあった人・近くの人）
3. 活動場所が自宅の場合、会員同士で事前打ち合わせをします。活動場所がすこやか広場の場合、当日打ち合わせをします。（援助内容、子どもの体調、癖、好き嫌い、アレルギー等）
4. 協力会員が依頼された内容にそって活動します。
5. 活動終了後、お互い活動報告書にサインし、利用会員は報酬や食事などの実費を支払います。（利用会員は現金をお子さんの目に触れないよう、またつり銭のないよう心掛けてください。）
6. 自宅で活動した協力会員は、その月の分の活動報告書をまとめてアドバイザーに提出します。

### <依頼をキャンセルする時は・・・>

利用会員が依頼をキャンセルする時は、必ずアドバイザーへ連絡してください。自宅預かりの場合は、直接協力会員に連絡してください。連絡せず利用しなかった場合は、キャンセル料を頂きます。



## 報酬の基準

湯沢市ファミリー・サポート・センターの援助活動の報酬は、あくまでも『会員の相互援助活動に対する謝意』として設定していることをご理解の上、会員同士で次の基準に従って授受してください。

1. 利用会員は、活動が終わったらその日のうちに協力会員に報酬を支払います。

※協力会員は、報酬を受け取る際に受領印が必要となります。

2. 次について、利用会員はその費用を支払います。

①子どもの送迎等に交通機関、タクシー等を利用した場合の実費

②食事の準備をした場合は、一食につき300円

③利用会員が特定のものを希望し、協力会員が準備した場合の実費

3. 利用料金

| 利用日     | 時間       | 子ども1人につき | 延長料金      |
|---------|----------|----------|-----------|
| 月曜日～土曜日 | 初めの1時間まで | 500円     | 30分ごと半額加算 |
| 日曜日・祝日  | 初めの1時間まで | 600円     | 30分ごと半額加算 |

(令和3年4月1日改正)

4. キャンセル料

キャンセル料については次のとおりです。

- ①利用会員が連絡せずに利用しなかった場合

⇒依頼していた時間の実費。ただし、上限額1,000円とする。

- ②急なキャンセルで連絡が間に合わず、協力会員がすでに自宅から活動場所へ移動中、または活動場所で待機中の場合

⇒1時間あたりの料金



## 活動を開始する前に

### ★確認すること★

1. 援助活動の日時、内容などの事前打ち合わせと確認はできていますか。
2. 食事、ミルク、おやつ、交通費等の有無、金額等の確認ができていますか。
3. 開始時間、終了時間は守りましょう。

### ★利用会員★

1. 必要な持ち物（ミルク、哺乳瓶、着替え、おむつ、絵本など）はそろっていますか。
2. 送迎の場合、保育施設などへの連絡はすんでいますか。
3. 子どもの体調で気になるところや心配なことは協力会員に必ず伝えましょう。

### ★協力会員★

1. 子どもを迎える環境づくりは出来ていますか。  
安全チェックリスト（別紙）に基づいて自宅をチェックしましょう。

## 会員の心得

1. 会員同士のプライバシーを守りましょう。
2. 常に子どもの安全を確認してください。
3. 利用会員は依頼した内容以外の仕事は要求しないでください。
4. 協力会員は専門的な保育や教育は行いません。
5. 活動は必ずアドバイザーを通して行い、終了後は活動報告書を提出しましょう。（アドバイザーを通さない場合や、報告書の提出がないと事故の時補償保険が適用されません。）
6. 活動の趣旨と決まりを守りましょう。



## 補償保険制度について

万一の場合に備えて、会員は「ファミリー・サポート・センター補償保険（育児）」（下記の3つの保険）に加入します。保険料は市が負担します。

### 1. サービス提供会員傷害保険

協力会員がサービス提供（活動）中やサービス提供のための往復途中において傷害を被った時に補償するものです。

| 事 由    | 補 償 額           | そ の 他              |
|--------|-----------------|--------------------|
| 死 亡    | 500万円           | 事故日より180日以内の死亡     |
| 後遺障害   | 程度により500万円～20万円 | 事故日より180日以内の後遺障害発生 |
| 入院(一日) | 3,000円          | 事故日より180日以内を限度     |
| 手術保険金  | 3,000円×所定倍率     | 事故日より180日以内の傷害の手術  |
| 通院(一日) | 2,000円          | 事故日より180日以内90日分を限度 |

### 2. 賠償責任保険

協力会員がサービス提供中、子どもや第三者の身体または財物に損害を与えたことに対して、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。

| 事 由           | てん補限度額(補償額) |
|---------------|-------------|
| 対人・対物（1事故につき） | 2億円         |
| 初期対応費用        | 1,000万円     |
| 見舞金・見舞品       | 10万円        |
| 受託物（預かった物）    | 10万円        |



### 3. 依頼子ども傷害保険

利用会員の子どものがサービスを受けている間に事故を被った場合、協力会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

| 事 由    | 補 償 額          | そ の 他              |
|--------|----------------|--------------------|
| 死 亡    | 300万円          | 事故日より180日以内の死亡     |
| 後遺障害   | 障害により300万～12万円 | 事故日より180日以内の後遺障害発生 |
| 入院(一日) | 3,000円         | 事故日より180日以内を限度     |
| 手術保険金  | 3,000円×所定倍率    | 事故日より180日以内の傷害の手術  |
| 通院(一日) | 2,000円         | 事故日より180日以内90日分を限度 |